

# まとめ

1. 後天性の運動障害性嚥下障害を対象とする
2. 口腔期の障害に対しては、  
咀嚼、食塊形成能から程度分類
3. 咽頭期に対しては、誤嚥のリスクから、  
均一性、凝集性、変形性、粘着性を考慮して分類
4. 他の医療機関との連携の必要性から、  
共通した分類が有用である。